

鳥取県キャラクター「ぼうさいトリピー」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県キャラクター「ぼうさいトリピー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申込の提出)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、「ぼうさいトリピーの着ぐるみ使用申込書」を鳥取県危機管理局消防防災課長（以下「消防防災課長」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

(使用承諾)

第3条 消防防災課長は、前条の規定による申込みの内容が地域防災力の向上に資すると認める場合は、着ぐるみの使用を承諾するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 鳥取県の品位を傷つけるとき。
- (2) 着ぐるみを汚し、傷付け又は壊すおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又はこれに反対することを目的とするとき。
- (5) その他、消防防災課長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

(使用料)

第4条 着ぐるみの使用料は、無料とする。ただし、着ぐるみの運搬、保管その他の着ぐるみの使用に要する一切の費用は、使用者が負担するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、着ぐるみが鳥取県の財産であることを踏まえ、善良な管理者としての注意をもって着ぐるみを使用しなければならない。

2 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守して着ぐるみを使用しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に使用させないこと。
- (2) 申込書に記載された内容のとおり使用すること。
- (3) 水に濡らさないこと。
- (4) 火気及び危険物の周囲で使用しないこと。
- (5) 着ぐるみの写真、映像を利用して利益を得ないこと。
- (6) 着ぐるみに対し「ぼうさいトリピー」以外の名称を用いないこと。
- (7) 着ぐるみに対しシール、バッジ等を付けたり、色彩又は形状を変更したりしな

いこと。

(8) 着ぐるみの中に人が入っている姿を見せたり、乱暴な言動を行ったりしないこと。

(9) その他、消防防災課長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承諾の取消し)

第6条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかった場合又はこの規程に違反した場合には、消防防災課長は、その使用の承諾を取り消し、直ちにその旨を使用者に通知するものとする。

2 前項の規定により使用の承諾が取り消された場合、当該使用者は、直ちに消防防災課長に着ぐるみを返却しなければならない。この場合、使用者に損害が生じても、鳥取県はその責めを負わない。

(原状回復)

第7条 着ぐるみが滅失、毀損又は汚損した場合は、使用者の責任及び負担により、補修又はクリーニングを行うなどして、原状に復して、消防防災課長に返却し、又は消防防災課長が指定した期間内に代品を納めなければならない。ただし、着ぐるみの滅失、毀損又は汚損が、鳥取県の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

第8条 使用者は、「ぼうさいトリピーの着ぐるみ使用申込書」に記載した返却予定日時を遵守するものとし、返却時に、消防防災課長の確認を得るものとする。

2 前項の場合において、消防防災課長が着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害及び使用者が第三者に与えた損害は、使用者の負担とする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、消防防災課長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年11月14日より施行する。